

平成 18 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 岡田 和生  
( J A S D A Q ・ コード 6 4 2 5 )  
問合せ先 取 締 役 堀 義人  
電 話 03 - 5530 - 3055 (代表)

## 訴訟の判決に関するお知らせ

ケイエム企業株式会社より提起されておりました訴訟について、平成 18 年 1 月 17 日付で下記のとおり判決が言い渡されましたので、お知らせ致します。なお、当社はこの判決を不服として、翌 18 日付で控訴致しましたので、併せてお知らせ致します。

### 記

#### 1. 当該訴訟及び判決の内容

##### (1) 当該訴訟の係属裁判所、事件番号、提訴日

係属裁判所：東京地方裁判所

事件番号：平成 14 年 (ワ) 第 23734 号違約金請求事件

提訴日：平成 14 年 10 月 31 日

##### (2) 当事者

原告 ケイエム企業株式会社 (本店所在地：東京世田谷区成城九丁目 32 番 3 号、代表者：代表取締役 眞鍋勝紀)

被告 当社

##### (3) 訴訟の内容

当社は、米国ネバダ州法に基づくゲーミングライセンスを保有する原告の 100% 出資米国子会社である Sigma Game Inc. の全株式の取得を目的として、平成 12 年 2 月 3 日付けで原告との間で同社に関する株式売買予約契約を締結しましたが、同社株式の取得に当たっては米国ネバダ州ゲーミング当局の許可を得ることが必要でありました。本件訴訟は、上記株式売買予約契約の違約金条項に基づき、当社の責に帰すべき事由により平成 13 年 3 月末日までに上記許可が得られなかったとして、原告が売買代金相当額である金 3000 万米ドルの違約金の支払いを当社に求めたものです。

##### (4) 請求額

金 3000 万米ドル及び平成 13 年 4 月 1 日から支払済に至るまで年 6 パーセントの割合による金員。

##### (5) 判決内容

原告請求どおりの支払を命ずる。

#### 2. 今後の見通し

本判決は、許可を得られなかったことについての帰責性の有無、及び本件株式売買予約契約の解釈等について当社の主張が認められず、結果として、経済的に極めて不合理かつ契約当事者

の合理的な意思に合致しない結論を導くものであり、当社は本判決を不服とし、平成 18 年 1 月 18 日付で東京高等裁判所に控訴致しました。今後の進捗につきましては、随時ご報告致します。なお、本判決による業績への影響につきましては、現在未確定であります。

以上